

鳥取県土地収用事業認定審議会委員公募要綱

1 目 的

土地収用法（昭和26年法律219号。以下「法」という。）第34条の7及び鳥取県土地収用事業認定審議会条例（平成14年鳥取県条例第44号）に基づく鳥取県土地収用事業認定審議会（以下「審議会」という。）は、法に基づいて知事が事業の認定に関する処分を行うに当たり、法第24条第2項の縦覧期間内に利害関係人から異議がある旨の意見書が提出された場合に、第三者機関として、事業の公益性について専門的又は幅広い観点から審議し、知事に意見を答申する合議制の機関である。

この度、県が推進する県民参加と協働による民主的で公正な県政の実現へ向け、一般公募により審議会の委員（以下「公募委員」という。）を募集するものである。

2 公募委員の役割

法第34条の7及び第25条の2第2項に基づき、県内市町村等の公共事業等の起業者から事業認定申請された事業の内容が、次の事業認定の要件（法第20条第1号～第4号）を充足しているかどうか審議し、知事に意見を答申する。

- （1）事業が法第3条各号（道路、河川、社会福祉施設、公園等の公共施設等）に定める収用適格事業に該当すること。
- （2）申請者に当該事業遂行の意思と能力があること。
- （3）事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。
- （4）土地を収用し、又は使用することに公益上の必要があること。

3 募集内容

公募委員の募集については、次のとおりとする。

（1）応募資格

次の全ての要件を満たすこと

ア 私有財産権と公益との調整に関心があり、審議会への出席及び審議会での調査審議に意欲があり、審議会において公平・公正な立場で意見を述べられること。

イ 鳥取県内在住の満18歳以上（令和8年11月28日時点）の方であること（応募時点で未成年の者の場合、保護者等の同意を取ること。）。

ウ 就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定がないこと。

エ 審議会に出席できること（ただし、やむを得ない事情がある場合は除く。）。

オ 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しないこと。

カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。

キ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。

(2) 応募方法

別紙の所定応募様式に必要事項（応募者の氏名、連絡先等と併せて、「応募の動機、鳥取県土地収用事業認定審議会への意欲・関心など」）を記載し、募集期間内に鳥取県県土整備部県土総務課（以下「県土総務課」という。）へ提出すること（郵送、ファクシミリ、メール、直接持参など）。

(3) 募集期間

令和8年8月10日（月）から同年8月31日（月）まで 消印有効

(4) 提出先・問合せ先

県土総務課用地室

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7793

ファクシミリ：0857-26-8190

電子メール：kendosoumu@pref.tottori.lg.jp

(5) 募集人数

1名

(6) 任期

令和8年11月28日から令和11年11月27日まで（3年）

(7) 審議会の開催

県が行おうとする事業認定に関する処分に異議の意見書が提出された場合に開催する。

4 公募委員の選定

公募委員の選定に当たっては、次のとおりとする。

(1) 決定方法

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき書面審査を行い、委員を決定する。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知する。

(2) 補充委員等の選定

選定した者から辞退があった場合に備え、応募者の中から補充委員を若干名選定する。

(3) 応募がない場合等の取扱い

再募集は行わない。

5 その他

(1) 応募に際して提出された書類は公募委員の選定のみに使用し、それ以外の目的では使

用しない。また、提出された書類は返却しない。

(2) 審議会は原則公開で行うため、公募委員は同審議会の議事録など、審議会の資料(氏名及び発言内容)等は全て公開することに同意されたものとする。

(3) 公募委員として審議会に出席する場合には、県の規定に基づき、報酬及び交通費を支給する。

(4) 公募委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(5) その他、公募に関する具体的な手続きについては、県土総務課で作成する。